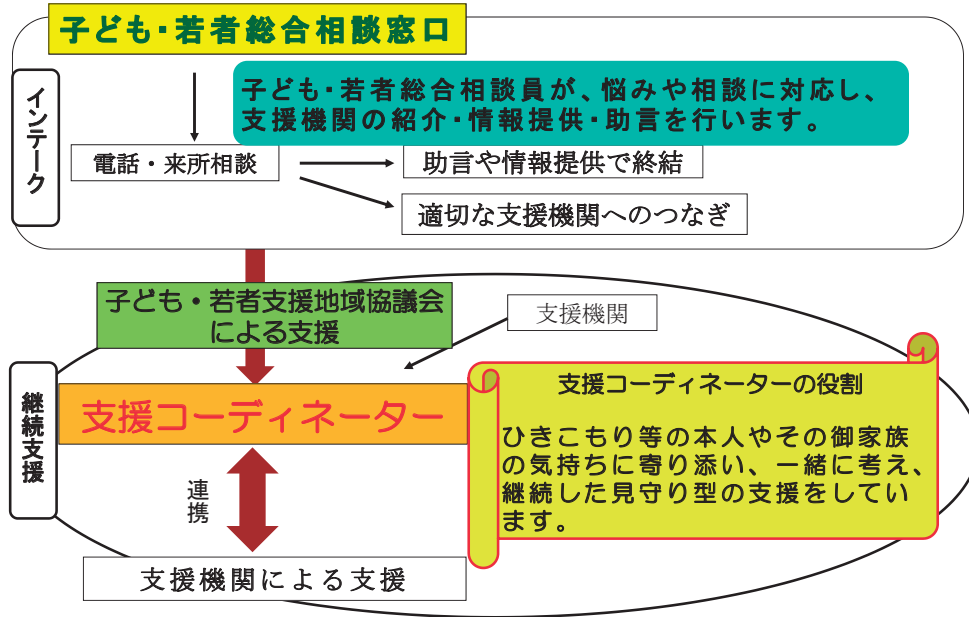


ニートやひきこもり等の支援を行う「子ども・若者総合支援事業」の流れ



〔子ども・若者総合支援事業〕の流れ

2 調整機関と指定支援機関等との連携

法に基づく調整機関である京都市育成推進課と指定支援機関である京都市ユースサービス協会では、毎月ケース共有会議を開催することで、寄り添い型・見守り型支援を行う新規ケースや状況変化等の情報を共有し、さらに京都市の保健、福祉、教育等の関係部署が参加する担当者会議も開催することで、様々な課題を共有し各関係部署間の連携につなげている。



〔「支援コーディネーター」による相談風景〕

3 関係機関等との連携

平成29（2017）年4月には教育・福祉・医療など子供や若者に関わる行政施策を融合し、一層推進する体制を構築するために「子ども若者はぐくみ局」を創設するとともに、同年5月には、保健と福祉の垣根を取り払い、「子どもはぐくみ室」や「障害保健福祉課」など分野別の窓口にも再編した「保健福祉センター」を市内の全区役所・支所（11区3支所）に開設した。同センターでは、ひきこもりをはじめ複合課題を抱える世帯への総合的な支援を展開するため、新たに配置した「統括保健師」（課長級の保健師）が、各分野をつなぐ役割を果たしている。また、ひきこもり状態にある方を含め、制度の狭間や支援の拒否といった福祉的な支援が必要であるにもかかわらず支援につながっていない方等に対して、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」を全行政区に配置している。

ひきこもりに至る要因は一人一人様々であることから、ひきこもり支援には、「保健福祉センター」による分野を超えた総合的な支援と、「支援コーディネーター」による寄り添い型・見守り型の支援を一体的に行うことが有効である。

このため、京都市では、「保健福祉センター」の各部署、「統括保健師」及び「地域あんしん支援員」と「支援コーディネーター」が一体となった支援を展開できるよう、それぞれの取組

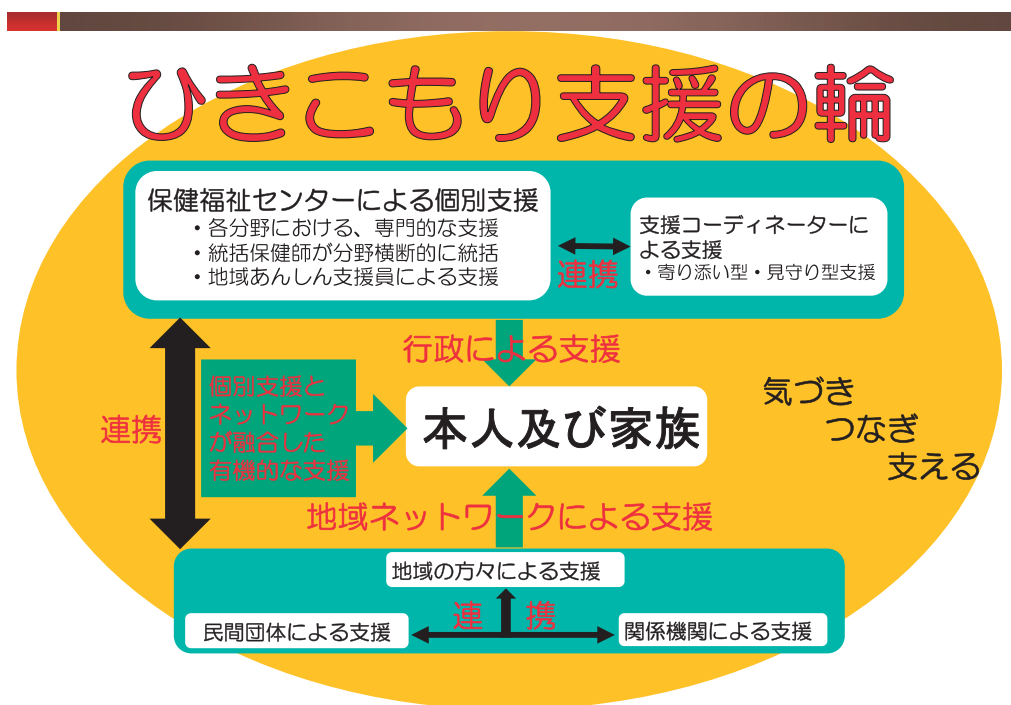
の共有や意見交換会の実施、専門家による助言・指導の下で個別具体事例への対応方針等について協議を行う「スーパーバイズ」に「統括保健師」が参加するなどにより、顔の見える関係づくりに積極的に取り組んでいる。その結果、家族以外との接点がなく対人面での緊張が高い若者を、保健福祉センターの各法別のケースワーカーから支援コーディネーターにつなげ、継続的な面談からグループ活動への参加に移行することにより対人面の緊張緩和を図り、その後、ケースワーカーの紹介で就労支援につながるといった支援の連携事例も出てきている。

さらに、ひきこもり支援をより効果的なものとするためには、地域の中で、行政による支援と、NPO等の民間団体や関係機関等の地域ネットワークによる支援が組み合わせさり、総合的に展開されることが重要である。

このため、NPO等の民間団体が行う、団体の特色を生かした創造的かつ柔軟で個性的な支援を、地域の社会資源として積極的に活用できるよう、NPO等が実施する居場所事業等への助成を行うことにより、支援環境の充実、底上げを図っている。

加えて、地域で相談支援活動を行っている民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関に対し、子ども・若者総合支援事業の周知等を行うことで、これらの関係機関との連携の下、潜在化したひきこもり支援ニーズの掘り起こしを行っている。

また、「子ども・若者総合相談窓口」や「支援コーディネーター」の役割等を紹介した「子ども・若者相談のしおり」を毎年作成し、市立中学3年生や市立高校1年生の全員に配布するとともに、京都府内の府立高校や私立高校にも教職員用として配布することで、各学校との連携構築につなげている。



(ひきこもり支援の輪 (概要))

4 まとめ

京都市では、こうした取組を通じて、行政による支援と地域ネットワークによる支援が有機的に融合し、本市と地域、更にはあらゆる関係機関が協働する「ひきこもり支援の輪」を完成させていきたいと考えている。